

温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）の一部改正案に対する意見の募集について

1. 意見募集方法

【意見募集期間】平成 26 年 10 月 20 日（月）～平成 26 年 11 月 20 日（木）

【告知方法】電子政府の総合窓口、環境省ホームページ、環境省にて配布

2. 意見募集結果概要

【受付数】 18 件（パブリックコメント対象外のものへの意見含）

【延べ意見数】 40 件（パブリックコメント対象外のものへの意見含）

3. 意見の概要及び意見に対する考え方

番号	パブリックコメントの指摘箇所	意見内容 (注意書きの無い限り原文のまま)	理由 (注意書きの無い限り原文のまま)	環境省回答(案)
1	全体	<ul style="list-style-type: none"> ・規制改革実施計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）に基づき「温泉法第 3 条に基づく掘削許可が不要な類型化」を行ったのですから、そのことをガイドラインにも明示すべきと考えます。そうでないと、経過が分からず、何のための改正かが理解されないと思います。 ・ガイドラインで示されても、都道府県の条例，要綱，内規などを見ると，ガイドラインとは矛盾する取扱いが行われている例があります。環境省におかれては，都道府県の条例，要綱，内規等を収集され，矛盾については是正されるよう指導されないと，ガイドラインが無意味になると考えます。 	-	<p>平成 26 年 9 月 25 日に温泉資源保護ガイドライン（地熱発電関係）検討会で取りまとめた「温泉法第 3 条に基づく掘削許可が不要な類型化」について、検討の経緯を記載（2 ページ）するとともに当該資料を別紙 1 として追記しました。</p> <p>・温泉法に関する事務については平成 12 年 4 月 1 日施行されたいわゆる地方分権一括法を受けて、都道府県が行う自治事務となっております。本ガイドラインについては地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づき技術的助言として通知させていただいております。</p>
2	1～6	反対致します。	<p>地熱のあるところに温泉があり、温泉旅館があり、温泉街があります。温泉資源には限りがありますので、規模の大小を問わず許可されますと大変な問題が起こり、街も旅館も住民も住めなくなってしまいます。大事な日本の文化をなくさないようお願い致します。</p>	<p>温泉法は温泉資源の保護、採取に伴う災害防止及び衛生面における適正利用を目的としております。なお、温泉法第 12 条では、都道府県知事は必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者に対して、温泉の採取を命ずることができます。また、温泉法第 14 条では温泉をゆう出する目的以外の土地の掘削により、温泉のゆう出量等に影響を及ぶ場合において公益上必要があると認められるときは、都道府県知事はその影響を防止するために必要な</p>

				措置を講ずべきことを命ずることができるとしております。
3	1～6	<p>「温泉湧出が見込まれる場合」の削除について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温泉湧出が見込まれる場合の部分についての削除はすべきではない。 ・温泉の湧出が考えられる場合に井戸、トンネル工事その他の方法で掘削し温泉が出た時許可無しで温泉を出す事になり、後で問題が多い。 	-	<p>今回の改正は、これまでの温泉法第3条の解釈について「温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要となる」等としていましたが、このような対応について平成25年6月14日閣議決定「規制改革実施計画」では「温泉法第3条が温泉を湧出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ」適切な対応ではないとされたことを踏まえて、同法の運用を改めて整理したものです。</p> <p>なお、水井戸やトンネル工事等は当該掘削が温泉を湧出させる目的を有していないのであれば、温泉法における許可を求めることはできません。</p> <p>温泉法第12条では、都道府県知事は必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者に対して、温泉の採取を命ずることができます。また、温泉法第14条では温泉を湧出する目的以外の土地の掘削により、温泉の湧出量等に影響を及ぼす場合において公益上必要があると認められるときは、都道府県知事はその影響を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができるとしております。</p>
4	1～6	<p>「構造試験井」「観測井」「生産井」「各種坑井の補充井掘削」について（温泉湧出が見込まれる場合）補充という言葉でどんな使用目的で井戸を掘るのか、どんな井戸に転用するのかを覆い隠す事になりかねない。</p>	-	<p>ご指摘の部分については、各段階の掘削により得られる情報として整理を行い、本ガイドラインにおいて温泉の湧出を目的としている」と定義している掘削（生産井及び試験井）については温泉法第3条の掘削許可の判断に係る情報として整理させていただきました。</p>
5	1～6 パブリックコメント対象外のものを含む	<p>環境省「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」（平成24年3月）では、温泉法第3条に基づく掘削の許可が必要な場合として、「地熱発電に利用するための熱水・蒸気の生産井の掘削はもちろん、地熱開発のための探査時に地下の熱水貯留状況を確認し、資源量を検討するための試験井の掘削であっても、温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要となる」と記載して</p>	<p>1、温泉法の仕組みと3条1項の解釈</p> <p>規制改革会議の考え方は、基本的に「温泉を湧出させる目的」という温泉法3条1項の文言の厳格な文理解釈に基づくものであると言える。しかし、法律の解釈において文理解釈が唯一正しい解釈方法というわけではない。とくに行政法においては、それぞれの条文は孤立して存在するわけではないので、個別の条文の解釈にあたっては、当該法律の</p>	<p>今回の改正は、これまでの温泉法第3条の解釈について「温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要となる」等としていましたが、このような対応について平成25年6月14日閣議決定「規制改革実施計画」では「温泉法第3条が温泉を湧出させる目的で土地を掘削しようとする</p>

	<p>いるところ、平成 25 年 1 月に内閣総理大臣の諮問機関として設置された規制改革会議から、このような解釈運用は、「法律を拡大解釈して、法律上は許可が不要である掘削に対して許可申請を求める」不適切な対応であると指摘され、地熱発電促進に向けての手续簡略化という観点から「許可が不要な掘削について類型化する」よう求められた。同会議の答申を受けて、同年 6 月 14 日に閣議決定された「規制改革実施計画」では、許可が不要な掘削の類型化について、「平成 26 年度結論、結論を得次第措置」することとされた。</p> <p>同閣議決定を受け、環境省では、温泉資源の保護を図りながら地熱発電の導入を促進するため「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」の検討会を設置して検討を重ねた結果、地熱発電所建設のための各段階における掘削行為のうち、下記のような掘削は温泉法 3 条の掘削許可が不要である旨を含む同ガイドラインの一部改正案をまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地質・地熱構造調査のための掘削」 ・「地熱発電に供した温水を地中に戻すための井戸の掘削」 ・「水位等をモニタリングするための井戸の掘削」 <p>以上に反対するものである。</p>	<p>奉仕する価値・目的ないし憲法的価値を考慮に入れながら、法律全体の（ときには関連する他の法律をも考慮に入れた）仕組みを明らかにし、具体の条文をその仕組みの一部として解釈していくことが求められる¹¹¹。ある個別の条文の解釈にあたって、文理解釈によるべきか、それとも論理解釈（縮小解釈・拡大解釈・反対解釈・勿論解釈など）または目的論的解釈によるべきかは、いずれが法律全体の仕組みに適合的な解釈となりうるかによって決められるべき問題である。</p> <p>温泉法は、温泉の保護、温泉の採取に伴う災害の防止と温泉の利用の適正を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に掲げる（1 条）。ここでいう温泉の保護とは、未だ採取されない温泉すなわち温泉資源を保護し、ゆう出量の低下、成分の変化、温度の低下等を防止することである。</p> <p>そして、温泉資源の保護を図るための仕組みとして、「温泉をゆう出させる目的」での掘削の許可制（3 条 1 項）を中心に、許可への条件付与（4 条 3 項）、許可の取消し（9 条）、原状回復命令（10 条）、温泉の採取制限命令（12 条）等を定めている。また、許可制の実効性を担保するために、報告の徴収（34 条）、立入検査（35 条）、さらに無許可掘削に対しては罰則（38 条 1 項 1 号）を科している。</p> <p>他方、「温泉をゆう出させる目的以外の目的」の掘削については、事前の許可を必要とせず、ただ温泉のゆう出量、温度又は成分に著しい影響が及ぶ場合に、その影響を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができると定める（14 条 1 項）に止まっている。これは、掘削許可が土地所有者等による土地利用の自由に制限を課するものであることに鑑み、許可対象が無限定に広がらないように、温泉資源の保護と土地利用の自由との調和を図ろうとしたものと考えられる。</p> <p>このような温泉法の仕組みを踏まえ、同法 3 条 1 項の解釈にあたっては、以下の点に留意すべきであると考えられる。</p> <p>第一に、温泉という限りある天然資源の性質および価値、温泉資源の現状を踏まえて解釈すべきである。日本では、温泉は古くから利用され、最近では重要な観光資源ともなっている。地域によっては、温泉資源の保護は死活問題であるといっても過言ではない。それだけに、この限りある地球の恵みをいかに保護し、持続的に利用可能なものとしていくかということは、自然環境の保全だけでなく、地域経済ひいては日本の文化にとってもきわめて重要な課題である¹¹¹。それにもかかわらず、これまでの温泉法の解釈運用においては、過剰規制どころか、むしろ事</p>	<p>者は許可が必要としていることを踏まえ、適切な対応ではないとされたことを踏まえて、同法の運用を改めて整理したものです。</p> <p>温泉法第 12 条では、都道府県知事は必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者に対して、温泉の採取を命ずることができます。また、温泉法第 14 条では温泉をゆう出する目的以外の土地の掘削により、温泉のゆう出量等に影響を及ぶ場合において公益上必要があると認められるときは、都道府県知事がその影響を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができるとしております。</p>
--	--	---	---

<p>実上の自由掘削が認められ、さらに掘削技術の進歩に伴い大深度掘削および動力による大容量汲み上げが可能となったことにより、各地で濫掘ともいえる状況が現出し、温度の低下、成分の変化ないし枯渇を来した温泉地も少なくないのが実情である^{*[ii]}。</p> <p>第二に、前述のように、温泉法は、温泉資源の保護を図るための仕組みとして、温泉掘削の許可制を中心に、許可への条件付与、許可の取消し、原状回復命令、温泉の採取制限命令、報告の徴収、立入検査、無許可掘削に対する罰則を規定している。しかし、これらの措置は同法 3 条 1 項の対象行為であることが前提であり、ひとたび 3 条 1 項の許可対象から外れれば、条件の付与も原状回復命令、報告の徴収、立入検査および無許可掘削に対する罰則もすべて適用がないことに注意しなければならない。12 条の温泉採取制限命令は、文言上は温泉ゆう出目的の掘削による温泉の採取に限定されていないが、自噴泉を除き、論理上、温泉ゆう出目的の掘削によらない温泉の採取が考えられないから、もし本条の対象となる温泉の採取が無許可掘削によるものとすれば、同時に 3 条 1 項違反にもなると解されなければならない。</p> <p>第三に、日本には多様な温泉地があり、また、地方分権一括法により掘削の許可事務は機関委任事務から自治事務に変更されたことから、地域の特性への配慮が可能となるような解釈を心がけるべきであり、三条一項の対象範囲についてもある程度自治体がそれぞれの地域の実情に合わせて条例や審査基準等で定めることができると解すべきである。</p> <p>以上のことから、「温泉をゆう出させる目的」の有無は、掘削者の自発的な意図の表示のみによることなく、掘削工事の方法、掘削地点の地質または既存源泉からの距離等を総合的に勘案し、客観的に判断すべきであり、地熱調査を含む温泉ゆう出のための試掘は、最終的には温泉をゆう出させることが目的であることを踏まえ、また、早い段階から温泉資源の保護と地熱発電との調整を図るためにも、3 条 1 項の対象になると解すべきであると考えらる。</p> <p>*[i] 塩野宏『行政法（第五版補訂版）』（有斐閣、二〇一三年）五八～五九頁参照。</p> <p>*[ii] 先般、健全な水循環の維持・回復のための政策を包括的に推進すること等を目的として、「水循環基本法」（平成 26 年法律第 16 号）が公布施行され、地下水を含む水が「国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いもの」（3 条の 2）と初めて法的に位置付けられた。温泉は普通の水や地下水よりもさらに稀少性、有限性の高いものであり、温泉法の解釈運用に当たっては「水循環基本法」の精神にも適合するように「国民共有の貴重な財産」としての温泉資源の保護が重要視されるべきであろう。</p>

<p>6</p>	<p>1～6 パブリックコメント対象のものを含む</p>	<p>環境省「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」（平成24年3月）では、温泉法第3条に基づく掘削の許可が必要な場合として、「地熱発電に利用するための熱水・蒸気の生産井の掘削はもちろん、地熱開発のための探査時に地下の熱水貯留状況を確認し、資源量を検討するための試験井の掘削であっても、温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要となる」と記載しているところ、平成25年1月に内閣総理大臣の諮問機関として設置された規制改革会議から、このような解釈運用は、「法律を拡大解釈して、法律上は許可が不要である掘削に対して許可申請を求める」不適切な対応であると指摘され、地熱発電促進に向けての「地熱発電促進に向けた観点から「許可が不要な掘削について類型化する」よう求められた。同会議の答申を受けて、同年6月14日に閣議決定された「規制改革実施計画」では、許可が不要な掘削の類型化について、「平成26年度結論、結論を得次第措置」することとされた。</p> <p>同閣議決定を受け、環境省では、温泉資源の保護を図りながら地熱発電の導入を促進するため「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」の検討会を設置して検討を重ねた結果、地熱発電所建設のための各段階における掘削行為のうち、下記のような掘削は温泉法3条の掘削許可が不要である旨を含む同ガイドラインの一部改正案をまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地質・地熱構造調査のための掘削」 ・「地熱発電に供した温水を地中に戻すための井戸の掘削」 ・「水位等をモニタリングするための井戸の掘削」 <p>以上に反対するものである。</p>	<p>2、地熱発電システムの構築と3条1項の解釈</p> <p>環境省の策定した「温泉資源の保護に関するガイドライン」（平成21年3月）をみると、温泉の掘削等の不許可事由の判断基準についての一考の考え方が示され、掘削等の制限ないし禁止区域の設定、既存温泉からの距離規制のあり方、個別的許可判断のための影響調査の手法、公益侵害の防止等の判断等について具体的に検討されている。そして、掘削等の許否の方法については、環境省の策定した前掲「ガイドライン（地熱発電関係）」によれば、「温泉法では個々の掘削申請の度に、温泉法第4条の許可の基準に基づき許否の判断を行うこととなる」と説明されている。次に、地熱発電のためにされる掘削は、環境省・前掲「ガイドライン（地熱発電関係）」の中の「表3 地熱調査の一般的段階と掘削内容の関係（例）」によれば、一般に地熱調査の段階に応じて、構造試錐井の掘削（広域調査段階） 観測井の掘削（調査段階） 試験井の掘削（精査段階） 生産井・還元井の掘削（発電所建設段階・発電所運転開始後段階）といった掘削がされるとのことである。そして、地熱発電のためにされる掘削は、地熱発電システムを構築するプロセスの各段階においてなされなければならないものだとすると、個別に無関係になされるのではなく、地熱発電システムを構築するために必要な一連の作業とみることができる。しかも、環境省・前掲「ガイドライン（地熱発電関係）」によると、「試験井は、後に生産井、還元井、観測井へ転用される場合も考えられる」とのことである。そうだとすると、地熱調査のための掘削であっても、地熱発電システムを構築するための掘削である限り、地熱発電システム構築の一環であると解することができるから、地熱発電システム構築という全体から判断して「温泉をゆう出させる目的」がある、と解することは十分に可能である、と考える。</p>	<p>温泉法第3条に基づく掘削許可については井戸毎に行われるものであり、開発行為一連の許可ではありません。</p>
----------	----------------------------------	--	---	---

<p>7</p>	<p>1～6 パブリックコメント対象のものを含む</p>	<p>「(温泉湧出が見込まれる場合)」の解釈・定義が、現実にあっていない。今回の検討会で、環境省は「温泉の湧出とは、地表に出すこと」と解釈した。今回のような解釈に基づけば、「温泉を湧出させない目的」=「ボーリングしても温泉を地表に出さない」ならば、いくら井戸を掘削してもいいということになる。不要な乱掘を助長する事態が想定される。現実には、いったん掘削すれば、地下地層の自然バランスを破壊することになる。どこでつながっているかわからない温泉源や温泉脈に影響を与える可能性は100%否定できない。掘削行為そのものが温泉に影響を与えるとみるべきである。当然、その温泉を地表に出す・出さないにかかわらず、温泉許可は必要とするべきである。</p> <p>こんな現実に見合わない温泉法の運用を正当化し国が認めれば、太古の昔より数千年にわたって日本人がその有用性を体感し大切に守ってきた自然湧出泉が、100年に満たない電気確保のために、絶滅してしまう。自然の有限性を無視した採取・掘削をすれば、乱開発がとまらず...地熱・温泉資源もいずれ枯渇する。すでに全国の多くの地熱発電所で、井戸の追加掘削を数年に1本増やし続けていても、蒸気量の減衰傾向が止まっていない。温泉資源の枯渇化が進んでいる。こんなむちゃくちゃな地熱開発に偏った国策で拡大する国が、源泉所有者に対しその責任をしっかりとるべきである。</p>	<p>温泉法が制定した昭和23年当時は今日ほど掘削技術も揚湯技術も発達しておらず、掘削や動力揚湯の数もいまのように自噴泉を大きく上回るほどの事態はなかった。そうした70年も前のままの...自噴したり落差などで利用できる温泉を想定した内容のまま今日に至っている向きがある。温泉法の運用解釈も、地表に出てこなければ「温泉湧出」していないと解釈し、それを今回適用している。しかし現実には技術の進化とともに、今日ではより深くより多くの量を人為的にボーリングしたりポンプアップできるようになった現状がある。井戸を掘削しても自噴しない場合がある。つまり自噴しなければ・地表に出なければ・地表に取り出さなければ...いくら井戸をボーリングしてもいい、掘削した井戸の中では温泉を掘り当てたけれど、まったく温泉許可が必要でないということが公然とまかり通ることになる。それでは温泉資源の保護もできないし、持続的な地熱発電によるエネルギー確保も温泉利用も近い将来できなくなる。</p>	<p>今回の改正は、これまでの温泉法第3条の解釈について「温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要となる」等としていたが、このような対応について平成25年6月14日閣議決定「規制改革実施計画」では「温泉法第3条が温泉を湧出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ」適切な対応ではないとされたことを踏まえて、同法の運用を改めて整理したものです。</p> <p>温泉法第12条では、都道府県知事は必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者に対して、温泉の採取を命ずることができます。また、温泉法第14条では温泉を湧出する目的以外の土地の掘削により、温泉の湧出量等に影響を及ぶ場合において公益上必要があると認められるときは、都道府県知事はその影響を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができるとしております。</p>
----------	----------------------------------	--	---	---

<p>8</p>	<p>1 ~ 6</p>	<p>「温泉湧出が見込まれる場合」部分の削除はすべきではない。井戸の使用目的に関係なく掘削をすれば、周辺温泉の温泉源へ高い頻度で影響が与える可能性があるとして、温泉法の許可申請の義務をとり外すことはすべきではない。将来の地下資源の保護のためにも、乱掘が放置される素地を誘発する政策ではなく、乱掘を抑制できるよう掘削の目的いかんにかかわらず、届出や許可申請は必要とするべきである。このまま不要とすれば、最大限地熱発電を加速拡大する国策によって...温泉行政の破壊ならびに温泉産業の大きな破壊を招き、たとえ電力の地産地消が実現できたとしても、その終局は、地方経済の支えてきた多くの観光産業を衰退に追いやり、地方で電力をつかうはずの住民も街が各地で消滅し、地方経済がますます立ち行かなくなる。</p>	<p>地熱発電開発の種々の掘削は、温泉と同じ資源である地熱を採取し、有害物質を含んだ使用後の熱水を還元するという一連の地熱発電システム全体からとらえるべきものである。特に大規模な地熱発電については、井戸口径も大きく1,000m、2,000mの深度の地熱井を掘削する。しかも傾斜掘り、タコ足掘削、再掘なども長年にわたっておこなわれてきている。その影響リスクの規模も大きくなる。同じ温泉源である割れ目がどうつながっているのかも未解明ななか、現実に完璧無比な帽岩が存在するといった科学的立証ができたケースがどの地域にわたって存在するのか、帽岩があるから影響しないというなら、各地域でその実証を完全に間違いのないデータをしめしてほしい。いったん地熱掘削をおこなえば、温泉の湧出させる・させないの目的に関係なく、温泉の起源となる割れ目などの地下構造や地下圧力・地層への化学的影響についても、修復不可能な地下構造の変化を生じさせる。このことは、否応なく井戸の使用目的に関係なく掘削をすれば、周辺温泉の温泉源へ高い頻度で影響が与える可能性があるとして、温泉法の許可申請の義務をとり外すことはすべきではない。ほとんどの地熱開発事業者は、掘ってみなければわからないという発言を繰り返している。いくらシミュレーションしてもその影響は解明できていない。モニタリングについても零細な温泉事業者まかせにし、全国的にみても定期モニタリング体制もほとんど整っていない。モニタリング手法も行政向けのガイドラインしか国は発表していない。難解な観測手法だけを紙で示しても、素人に十分な裁判データとなるようなモニタリングなどできない。地域全体のモニタリングや温泉資源保護の責務を誰が担うのか、一般へ向けた周知徹底もできていない。温泉の保護についてしっかり具現化できていない体制の中で、資源の持続的活用を長期的におこなうためにも、地熱発電開発行為の政策についてはもっと慎重であるべきだ。単にデメリットや負担や損害だけ弱者の国民に押しつけ、国費を大企業や有名企業の延命や利得のため補助金として回すこと自体、間違っている。</p>	<p>今回の改正は、これまでの温泉法第3条の解釈について「温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要となる」等としていたが、このような対応について平成25年6月14日閣議決定「規制改革実施計画」では「温泉法第3条が温泉を湧出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ」適切な対応ではないとされたことを踏まえて、同法の運用を改めて整理したものです。温泉法第12条では、都道府県知事は必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者に対して、温泉の採取を命ずることができます。また、温泉法第14条では温泉を湧出する目的以外の土地の掘削により、温泉の湧出量等に影響を及ぼす場合において公益上必要があると認められるときは、都道府県知事はその影響を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができるとしております。モニタリングについては、当該温泉井戸の維持・管理、近傍で新たな温泉掘削が行われる場合において、当該温泉掘削等により所有源泉に影響が生じた際の科学的根拠となる貴重なデータとなります。</p>
----------	--------------	---	---	--

<p>9</p>	<p>1～6 パブリックコメント対象のものを含む</p>	<p>「温泉湧出が見込まれる場合」部分の削除はするべきではない。 温泉資源のある地域では可燃性ガスや有害ガス等をふくんだ地熱・温泉が、自噴しなくとも井戸を掘削すれば地下から地上にあがってくる。これまでは温泉申請許可があることでそれが予め安全確保の施策につながっていた。しかし、今回のような改正では予見される可燃性ガスや有毒ガスの危険性を放置することにつながる。温泉湧出を目的にしない地熱井でも、そうした可燃性ガスや有害ガス等の付随ガスの危険性について、行政はすべての地熱井の温泉申請を課すことによってその掘削の安全性管理を監理監督する体制を事故防止につながらないようすべきである。</p>	<p>過去にも地熱開発調査や地熱発電所において、硫化水素が発生して中毒事故があり、人的被害や温泉施設への経営損失被害が実際にあった（大霧地熱発電所：牧園町での調査井戸の掘削作業中に硫化水素ガス事故が発生。それによる紅葉シーズンの温泉地への風評被害が出た、鬼首地熱発電所：2008年有毒ガス事故）。温泉井よりも地熱井はより口径も大きく、その被害は温泉施設のみならず住民への損害もより大きくなる危険性がある。 地熱井の目的や井戸の種類にかかわらず、掘削の許可申請や罰則・抑止事項が法的に課されていないと、事故の危険性も知らせないまま、周辺で営業する企業や住民の生活を国はどう守るのか。われわれ国民が、なんのために高い税金や電気料金を払っているのか、納得できない。国が安全性を確保すべきである。でなければ原発事故と同じことが起きる。</p>	<p>今回の改正は、これまでの温泉法第3条の解釈について「温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要となる」等としていましたが、このような対応について平成25年6月14日閣議決定「規制改革実施計画」では「温泉法第3条が温泉を湧出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ」適切な対応ではないとされたことを踏まえて、同法の運用を改めて整理したものです。 温泉法第12条では、都道府県知事は必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者に対して、温泉の採取を命ずることができます。また、温泉法第14条では温泉を湧出する目的以外の土地の掘削により、温泉の湧出量等に影響を及ぼす場合において公益上必要があると認められるときは、都道府県知事はその影響を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができるとしております。</p>
<p>10</p>	<p>1～6 パブリックコメント対象のものを含む</p>	<p>そもそも地熱開発でおこなう井戸の掘削や地下開発では、様々な薬剤を添加しながら「水圧破砕法」などの手法で掘削したり、「フラクチャリング」といって水圧破砕法などによって高圧ポンプで色々な添加剤などを投入しながら人工的に地熱貯留槽をひろげて蒸気量の増量や復旧するケースが一般化している。発電確保のため地熱開発ではあらゆる手段を使って...毎年のように井戸を追加掘削し、そのたびに多種多様な薬剤を投入し地下の化学変化を助長し、人為的に高圧注入するなど、人工的な多くの負荷を地下にかけている。そのことで地下構造の変容変化・地下圧力のバランスの変容をきたし、周辺では土砂崩れや地熱群発地震、ひいては地下の温泉脈や温泉源の割れ目などへ影響をおよぼすような地下破壊的な掘削行為が続いている。こうした抑制のない上限規定が働かず過剰採取を続ける地熱開発の現状からみれば、温泉資源保護の精神にとり、井戸の種類にかかわらず、温泉許可申請の対象から外すべきではない。温泉保護が逆行している。</p>	<p>縦割り行政・縦割り政策の弊害をあらため、国はもっと総合的な環境保全・資源保護をおこなうよう改める必要性が自覚できていない。そうしなければ、日本から飲める水や農業に使える安全な水や安心して入浴できる温泉が失われ、その結果、表流水や地下水の汚染につながり飲用水不足・食糧供給不足を招き、長期的に見れば将来、高い国家予算を費やす結果になりかねない。</p>	<p>今回の改正は、これまでの温泉法第3条の解釈について「温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要となる」等としていましたが、このような対応について平成25年6月14日閣議決定「規制改革実施計画」では「温泉法第3条が温泉を湧出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ」適切な対応ではないとされたことを踏まえて、同法の運用を改めて整理したものです。 温泉法第12条では、都道府県知事は必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者に対して、温泉の採取を命ずることができます。また、温泉法第14条では温泉を湧出する目的以外の土地の掘削により、温泉の湧出量等に影響を及ぼす場合において公益上必要があると認められるときは、都道府県知事はその影響を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができるとしております。</p>

<p>1 1</p>	<p>1～6 パブリックコメント対象のものを含む</p>	<p>源泉のモニタリングについて、政府主導で国の予算をつかって地熱発電開発を最大限推進するならば、開発者負担の国際的原則に則って、有限かつ同じ資源である温泉の源泉についても、国の予算を使って定期モニタリングを最大限実施して、全体的な温泉資源を図るべきである。いまのままでは推進だけに膨大な予算をつぎ込む偏った政策でしかなく、開発した温泉地域でやがて温泉の枯渇だけでなく、地熱の枯渇も進むことになる。現実に全国の地熱発電所では運転開始後も1～3年ごとに1本5億円の生産井などを国費補助で掘削しても、生産井の蒸気量は減衰しその発電量も低下の一途をたどっている。「16地熱発電所の生産流量の総量の平均値は2001年度末の833t/hに対して2007年度末は732t/hであり、6年間で12%減少した。蒸気流量も228t/hから195t/hへと14.5%減少した」という環境省での過去のヒアリング結果もすでにでている。既存の地熱発電所のまわりでは、既存温泉の完全枯渇やゆう出量減少、泉温低下などが実際には起こっている。公にしないよう秘密裏に協定や賠償しているケースも多々ある。地熱開発の説明会や地元協議会さえない場合もあり、あっても非公開が多かったり、少数の推進派や狭い地域でしか行っていないケースもある。環境省はそうした実態を把握するためにも、単なる開発業者のヒアリングや地方行政のアンケートなど机上でのみで結論を急ぐのではなく、自ら現地に足を運んで、温泉台帳や地熱開発所への立ち入り調査・データ集積や現地の影響調査などを実施し、源泉ごとにどう経年推移しているのか、温度・成分・ゆう出量への影響について収集や分析を行い、その被害や影響について詳細な検証をおこない、本当に温泉許可の不要な地熱井戸の掘削などあるのか、現実からよく判断するべきである。その結論やそれについて生じる損害・被害について、主導した国である政府・官庁の関係者は将来にわたって責任をもつべきである。</p>	<p>今回の意見募集の「参考」資料(4.モニタリングについて)にも、源泉のモニタリングについて「既存源泉所有者等」とだけ名指ししすべてのモニタリングの負担や責任を押し付けている姿勢がみえる。しかし、政府主導で国費国策で地熱発電開発を最大限推進する以上、開発する側の国や企業がその負担を個人にすべて押し付けるのは公平性に欠けるし、開発者負担の国際原則に反する行為である。温泉施設のような零細企業が観測機器をすべてそろえるだけでも大きな負担で、観光不況が続く中、経営を圧迫する。人材も不足し、観測に費やせる時間もとれない施設が大半。蒸気量のモニタリングなどは素人には不可能に近い。一つの施設が所有する源泉は1つだけとは限らない。多数の源泉をモニタリングするには、何日もの休業やその数だけの観測装置や費用が発生する。公共資源である温泉だというなら、公費をかけて保護政策に本腰を入れなければ、本当に温泉の資源保護など実現できない。</p>	<p>今回の改正は、これまでの温泉法第3条の解釈について「温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要となる」等としていたが、このような対応について平成25年6月14日閣議決定「規制改革実施計画」では「温泉法第3条が温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ」適切な対応ではないとされたことを踏まえて、同法の運用を改めて整理したものです。 温泉をゆう出させる目的で無い土地の掘削については温泉法第3条の許可は不要です。 なおモニタリングについては、全ての源泉所有者等へ共通の考え方として、モニタリングを通じた源泉の状態把握等を行うものです。</p>
<p>1 2</p>	<p>1～6 パブリックコメント対象のものを含む</p>	<p>高温岩体発電(EGS)の一種である「涵養井(注水井・注入井)の掘削」「生産井の掘削」や、すでに掘削済みの種々の地熱井に対して生産性・還元性・転用・故障などで再度掘り直しする場合の「再掘・増掘(サンドトラック等を含む)」、また様々な薬剤を添加する「水圧破砕法」などで掘削し高圧ポンプで人工的に地熱貯留槽をひろげたりする掘削方法「フラクチャリング」を使用する場合など、地下の温泉脈や温泉源に影響をおよぼすような地下破壊的な掘削行為についても、温泉資源保護の精神にのっとり、許可申請の対象に加えるべきである。</p>	<p>現実には、森地熱発電所でも運転開始当初5万kWの発電予定であったポテンシャルの見積もりが、フラクチャリングを30回以上繰り返しても、半以下の1万8000kWに発電量が落ち込んでいる。葛根田地熱発電所(1・2号機)でも、あわせて8万kWの発電予定であったポテンシャルの見積もりが、生産井を毎年新規掘削・再掘してもフラクチャリングを30回以上繰り返しても、いまや最大でも3万8000kWに発電量が落ち込んでいる。周辺の温泉や湯滝の枯渇や泉温の低下の影響が生じ、また大規模な土砂崩れが繰り返し起きている。 八丁原地熱発電所でも、あわせて11万kWの発電予定であったポテンシャルの見積もりが、生産井や還元井を毎年のように新規掘削・再掘しても、公</p>	<p>今回の改正は、これまでの温泉法第3条の解釈について「温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要となる」等としていたが、このような対応について平成25年6月14日閣議決定「規制改革実施計画」では「温泉法第3条が温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ」適切な対応ではないとされたことを踏まえて、同法の運用を改めて整理したものです。 温泉をゆう出させる目的で無い土地の掘削につい</p>

			<p>にはされていないようだが8～9万kWに発電量が落ち込んでいて、減衰に転じすでに限界域に達したのではないのかという情報もある。この地域では自噴温泉が完全枯渇して地熱熱水を温泉として代用したり、高濃度のヒ素があるため地下還元したり温泉利用のため高額の除去装置をつけ高い保守費用がかかっている。実際この流域の河川はヒ素の濃度が高い。報道されない群発地震が頻発している。裏山の斜面崩落もおきている。柳津西山地熱発電所にいたっては、運開当初6万5000kWの発電予定であったポテンシャルの見積もりが、生産井を1～3年ごとに新規掘削しても設備更新をしても人工注水しても年々噴出蒸気量が減衰し、今では2万kW程度まで発電量が落ち込んでいる。地下の熱水・蒸気の枯渇が顕著なため、新規に涵養井と称した井戸を掘削し、地表から大量の水を注入するEGSの実験を国費を使って行い、人工的に生産量の復活を図ろうとしている。この地域でも地熱地震が頻発して、温泉施設や住民家屋の損壊被害なども出ている。泉温の低下、源泉の減衰などがあり、賠償掘削などをも行っている。このように運開後も1～3年ごとに1本5億円もかかる生産井などを国費補助で掘削しても、「16地熱発電所の生産流量の総量の平均値は...6年間で12%減少」し、「蒸気流量も14.5%減少」しているとの環境省でのヒアリング結果もすでに</p> <p>でている。すでに地熱エネルギーは再生可能なエネルギーとはいえない...人工的な地下の地熱開発行為が長年繰り返し行われてきている。こうした地下の乱開発では多種多様な有害な薬剤が添加されたり、地下に高圧をかけて注水したり、日本列島のつながった地下地層を大きく修復不可能なまでに破壊し、周りの温泉や地下水資源へ及ぼす汚染リスク、土砂崩壊リスク、地震リスクも年々増大している。こうした開発行為を環境省も地方自治体も把握できない状況をつくれば、大きな問題が起こったとき、国が賠償責任や後始末費用を負担することにならないのか。そうならないためにも温泉資源や自然環境を保全する役割のある主管の環境省へ、届出・許可申請は当然必要とされる。</p>	<p>ては温泉法第3条の許可は不要です。</p> <p>なおモニタリングについては、全ての源泉所有者等へ共通の考え方として、モニタリングを通じた源泉の状態把握等を行うものです。</p>
--	--	--	--	--

13	1～6	<p>「構造試錐井」は、発電できるだけの地熱資源＝温泉資源が採取できる場所で掘削する。すなわち温泉資源＝蒸気の“自噴”やゆう出が見込めない場所では地熱掘削はしない。ゆえに、「温泉ゆう出が見込まれる」ため、温泉許可は必要である。この試錐井などを試験井や生産井等へ転用する場合も多い。自噴する可能性が高いにもかかわらず、許可申請を課さない国の判断はおかしい。試錐井を埋め戻し自噴を止めたケース、転用したケースについて、すべて確認した上で即刻正しい情報をぜんぶ公開いただきたい。「観測井」の掘削も、自噴しなかったり、静水位や動水位が地表以下であっても、井戸に温泉が出ていなければモニタリングはできない。ゆえに、「温泉ゆう出が見込まれる」地熱井の掘削のため、温泉許可は必要である。「各種坑井の補充井掘削」についても、発電できるだけの地熱資源＝温泉資源が採取できる場所で掘削する。ゆえに、「温泉ゆう出が見込まれる」地熱井の掘削のため、温泉許可は必要である。</p>	<p>「構造試錐井」も「観測井」も「各種坑井の補充井掘削」も、地熱発電の可能性の高い地域における掘削である。地熱発電ができる可能性ある地域であることを、事前に文献調査・地表調査で見込んだ地域でおこなう地熱掘削である。当然、発電できるだけの地熱資源＝温泉資源が採取できること、すなわち温泉資源＝蒸気の自噴が見込めない場所では掘削はしない。特に地熱発電開発において蒸気フラッシュ発電を目指す場合には、生産井から高温蒸気が自噴する＝温泉がゆう出することがなければ、発電事業は不可能。「構造試錐井」は高温の温泉が自噴するかどうか、そのための地下の構造調査であるから、温泉の自噴が見込まれる。よって、どう考えても温泉法の申請許可は必要である。</p>	<p>今回の改正は、これまでの温泉法第3条の解釈について「温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要となる」等としていたが、このような対応について平成25年6月14日閣議決定「規制改革実施計画」では「温泉法第3条が温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ」適切な対応ではないとされたことを踏まえて、同法の運用を改めて整理したものです。</p> <p>温泉をゆう出させる目的で無い土地の掘削については温泉法第3条の許可は不要です。</p>
14	1～6 パブリックコメント対象外のものを含む	<p>地熱発電全体の目的が、その温泉資源を採取する全体システムである以上、温泉井を含めた“温泉資源全体の台帳整備（蒸気井を含む）”を急ぐべきである。</p>	<p>温泉も地熱も、同じ温泉資源である。マグマの放射熱や地下熱など「熱」、天水などの「水」、割れ目」という条件が揃わなければ生成しない...有限な資源である。無 限ではない。よって、トータルな温泉資源をどのくらい使用し、採取しているのかが分からなければ、持続可能な温泉利用も発電利用も早晚できなくなる。</p>	<p>温泉台帳については温泉法に基づく策定されるものではありません。温泉台帳への記載内容については当該台帳作成者において判断いただくこととなります。</p>
15	1～6	<p>「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」一部改正案に記載された「番号」1から6について現行の内容を全て改正（案）の内容に改正することに賛成である</p>	<p>再生エネルギーでも安定して電気を供給できる地熱発電に目的の違う温泉法の適用は早期の開発に阻害要因になるので改正案にすべきである。</p>	<p>今後の温泉行政の参考とさせていただきます。</p>
16	1～6 パブリックコメント対象外のものを含む	<p>意見募集の順序がおかしい。まずガイドラインの一部改正に関するパブリックコメントを募集する前に、温泉申請を不要にする掘削の類型化が妥当かどうかを国民に問うべきである。意見募集の中に、おおもとなるガイドライン本体（PDF資料）が掲載されていなかった。原文もどこに載っているか、わからないのでは、意見など書きようがない。きちんと漏れなく掲載すべき。今回の意見募集について、単に環境省HPでのせるだけでなく、もっとひろく募集していることを伝える努力をし、多くの声をガイドラインに反映させるべきである。知りませんでした、だから国民の声が届きませんになっている</p>	<p>国は国民の目線に立った意見募集をしていない。新聞やテレビにも取り上げられない、どこからも情報が入ってこない関係者が多い。意見募集をたんなる通過儀礼にしないいただきたい。まるで国民の声、特に温泉関係者の声が届かないほうが都合がいい、国の言いなりになれ、といわれているように受け取れる。</p>	<p>本パブリックコメントについては平成26年10月20日に報道発表させていただきました（http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18793）。</p> <p>御意見につきましては今後の温泉行政の参考とさせていただきます。</p>
17	1	<p>掘削許可の判断に係る情報及び方法等、具体的な例を現行では示しているが、 改正（案）ではそれらの文面が削除されているので、削除ではなく修正をするべきである。</p>	<p>本ガイドラインのP.3では「本ガイドラインは掘削許可の判断に係る情報及び方法等を都道府県に提示することにより、地熱開発のための掘削許可をより円滑かつ公正に進めることをねらいとしている。」としているが、改正（案）では温泉法第3条の規定が記載されているだけであり、本</p>	<p>ご意見を踏まえ、平成26年9月25日に温泉資源保護ガイドライン（地熱発電関係）検討会で決定した「温泉法第3条に基づく掘削許可が不要な類型化」について、決定に到るまでの経緯を記載（2ページ）</p>

		逆に、改正（案）のままでいくのであれば、本ガイドライン P.1～P.3 の内容も修正すべきではないか。 （本ガイドラインは許可申請に対する許可の判断材料であって、申請が必要かどうかの判断材料は示さない旨など）	ガイドラインの『ねらい』は示されていないため。	するとともに当該資料を別紙 1 として追記しました。また、本ガイドラインのねらいについても必要な修正を行いました（3 ページ）。
18	1	地熱発電関係の掘削に対する、現行ガイドライン（温泉法に基づく許可申請を必要とすること）の継続を求める。	・試験井の掘削にあつては、温泉と源を同一とする火山において、地中のメカニズムは未解明な部分が多い。許可制度のプロセスを省くことにより、科学的知見の蓄積を持たない事業者などによる無秩序な掘削が行われ、その結果、温泉に対する影響はもちろん、それ以外の地中有害物質の噴出による環境悪化、火山活動への影響が生じるのではないかと懸念する。御嶽山の噴火という惨事も記憶に新しく、現状においては、火山における掘削は、それ自体を行うべきではないと考える。仮に掘削を行うとしても、それらの無秩序な掘削を抑止する意味でも、事前の科学的知見に基づいた許可制度は廃止すべきではない。	温泉法は第 3 条で温泉をゆう出する目的の土地の掘削を許可制にしている。その上で、温泉法第 4 条では温泉のゆう出量等に影響を及ぼすと認めるとき又は公益上必要と認められる時等は、都道府県知事は掘削許可申請を不許可とすることができます。個別の掘削について、温泉法第 4 条の不許可事由にあたるか否かを都道府県知事が確認することが必要です。
19	1	地熱発電関係の掘削に対する、現行ガイドライン（温泉法に基づく許可申請を必要とすること）の継続を求める。	・還元井の掘削に際し、規制改革会議にて「法律を拡大解釈して、法律上は許可が不要である掘削に対して許可申請を求めるのは適切な対応とはいえない」との答申が出されたとのことだが、還元井から地中に戻された発電後の熱水が、のちに温泉として利用される可能性がある以上、これは「法律の拡大解釈」にはあたらないと考える。実際、幾つかの地熱発電所において、還元井からの熱水還元の際し、管に付着するスケールを除去するために硫酸などの化学物質を混入している例があると聞く。温泉利用に際しては、「天然」であることはその資源価値を評価する上で極めて重要であり、それらの化学物質を混入することによって、ブランド価値が低下することは必至であり、決して容認することはできない。	今回の改正は、これまでの温泉法第 3 条の解釈について「温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要となる」等としていましたが、このような対応について平成 25 年 6 月 14 日閣議決定「規制改革実施計画」では「温泉法第 3 条が温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ」適切な対応ではないとされたことを踏まえて、同法の運用を改めて整理したものです。 温泉法は温泉資源の保護、採取に伴う災害防止及び衛生面の適正利用を法目的としており、御意見の内容については温泉法で担保するものではありません。
20	1	温泉資源の保護に関するガイドラインのうち、地熱発電関係の掘削に対する「温泉法に基づく許可申請を必要とすること」の継続を求める。	今回の「温泉法第 3 条に基づく掘削許可が不要な掘削の不要な類型化」の内容を見ると、「温泉をゆう出させる目的で掘削する場合」には掘削許可申請が必要とされており、温泉のゆう出が見込まれる場合でも、ゆう出を目的としていなければ、掘削許可申請は不必要との解釈になるので、ゆう出を目的としているか否かは自己申告になってしまい、客観的には立証が困難となる。地熱エネルギーも温泉も同じ火山エネルギーを熱源としていると考えられ、試験井の掘削にあつては、温泉と源を同一とする火山において、地中のメカニズムは未解明な部分が多い中で、現行の許可制度のプロセスを省くことにより、科学的知見の蓄積を持たない事	今回の改正は、これまでの温泉法第 3 条の解釈について「温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要となる」等としていましたが、このような対応について平成 25 年 6 月 14 日閣議決定「規制改革実施計画」では「温泉法第 3 条が温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ」適切な対応ではないとされたことを踏まえて、同法の運用を改めて整理したものです。

			<p>業者などによる無秩序な掘削が行われ、その結果、周辺温泉に対する影響や、地中有害物質の噴出による環境への悪影響、更には火山活動への影響が生じることも懸念される。私が住む草津温泉は、火山の恩恵を受けて脈々と温泉がわき出している。自然ゆう出量は日本一、日本有数の泉質を誇っており、自然の恵みに手を加えないことを価値としている、近くで井戸を掘削したことで、温泉の湧出量が減ったり、泉質に変化が起きても、その掘削の事実を知らされていなければ、対応が出来ない。そもそも、火山地帯における掘削は行うべきではない。仮に、掘削を行うとしても、無秩序な掘削を抑止すべきである。従って、現行の事前の科学的知見に基づいた許可制度の継続を強く求める。</p>	<p>温泉法第 4 条第 1 項では、温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき、施設の位置等が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害防止基準に不適合であるとき又は公益を害するおそれが無いとき等の場合を除いて、都道府県知事は許可を行わなければならないとされており、科学的根拠に基づいた対応が可能です。</p>
<p>2 1</p>	<p>1 パブリックコメント対象外のものを含む</p>	<p>温泉法では、温泉を湧出させる目的で土地を掘削しようとする者は、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならないとしており、地熱発電に利用するための熱水・蒸気の生産井の掘削はもちろん、地熱開発のための探査時に地下の熱水貯留状況を確認し、資源量を検討するための試験井の掘削であっても、温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要となる。」という現行のものを、「温泉法では、温泉を湧出させる目的で土地を掘削しようとする者は、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならないとしている。」と改める案には反対いたします。</p> <p>また、内閣総理大臣の諮問機関である規制改革会議の答申を踏まえた閣議決定で、「温泉法第 3 条が温泉を湧出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ、許可が不要な掘削について類型化する」こととし、「平成 26 年度結論、結論を得次第措置」とした決定にも反対いたします。</p> <p>検討会において類型化された、「地下水採取を目的とした井戸の掘削」「ダム又はトンネル等の掘削」「ビル建設等に関する掘削」「鉱物又は土石類採取の掘削」「地震観測のための井戸掘削」等（以上、その他の掘削行為）は、深部熱水を採取する地熱発電の掘削とは異なる次元の掘削行為です。それを地熱発電関係の「地質・地熱構造調査のための掘削」「地熱発電に供した温水を地中に戻すための井戸の掘削」「水位等をモニタリングするための井戸の掘削」等と同列に扱うことは乱暴な議論であり承服いたしかねます。</p> <p>温泉法は温泉を湧出させるだけでなく、温泉源に影響を与えること、および温泉を汚染することが予想される孔井の掘削は、温泉法の許可を必要とすることを理念としています。地熱発電所の熱源である地下深部の熱水は温泉の源であります。従って地熱発電の孔井は温泉源への影響</p>	<p>温泉法は、温泉資源の保護を図るための仕組みとして、温泉掘削の許可（第 3 条 1 項）を中心に、許可への条件付与、許可の取り消し、原状回復命令、温泉の採取制限命令、報告の徴収、立入検査、無許可掘削に対する罰則を規定しています。これらの措置は、第 3 条 1 項の対象行為であることが前提であり、ひとたび第 3 条 1 項の許可対象から外れれば、条件の付与も原状回復命令も、報告の徴収、立入検査および無許可掘削に対する罰則も、すべて適用外となることに注意しなければなりません。</p> <p>また、「温泉をゆう出させる目的」の有無は、掘削者の自発的意図のみによるものでなく、掘削工事の方法、掘削地点の地質、既存源泉からの距離等を総合的に勘案し、客観的に判断すべきであり、地熱調査のための試掘は、最終的には温泉をゆう出させることが目的であることを踏まえ、また、早い段階から温泉資源の保護と地熱発電との調整を図るためにも、温泉法第 3 条 1 項の対象とすべきであると考えます。</p>	<p>今回の改正は、これまでの温泉法第 3 条の解釈について「温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要となる」等としていましたが、このような対応について平成 25 年 6 月 14 日閣議決定「規制改革実施計画」では「温泉法第 3 条が温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ」適切な対応ではないとされたことを踏まえて、同法の運用を改めて整理したものです。</p> <p>温泉法第 12 条では、都道府県知事は必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者に対して、温泉の採取を命ずることができます。また、温泉法第 14 条では温泉をゆう出する目的以外の土地の掘削により、温泉のゆう出量等に影響を及ぶ場合において公益上必要があると認められるときは、都道府県知事はその影響を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができるとしております。</p>

		<p>が予想されます。そして、温泉源への汚染の例としては、地熱発電所が地下に戻す熱水の井戸がまさにこれに該当いたします。</p> <p>これまでは、温泉を湧出させる目的以外の掘削でも、温泉の湧出が客観的に予想される場所や状況における場合、温泉法第3条1項の許可を要するものと解釈がなされ行政指導が行われてきました。これは決して法の拡大解釈ではなく事前の予防措置であり、こうしたかたちで温泉の保護が図られてきたものと考えます。許可を不要とし野放し状態になった場合、果たしてこれまでどおり温泉の保護が図れるのでしょうか。</p> <p>温泉資源は掛け替えのない自然資源であります。限りあるこの大地の恵みをいかに保護し、持続的に利用可能なものにしていくかということは、自然環境の保全のみならず、地域経済ひいては日本の文化にとっても、そして観光立国としても重要な課題であります。</p> <p>この改正は大きな改悪であり、将来にわたって大きな禍根を残すものとして憂慮にたえないものと言わざるをえません</p>		
2 2	2	<p>広域調査段階に於ける掘削で地熱開発の可能性の高い地域の検討の為、温泉の湧出が見込まれる場所の構造を調べる訳であるから、構造試錐井の申請は必要である。</p>	-	<p>今回の改正は、これまでの温泉法第3条の解釈について「温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要となる」等としていましたが、このような対応について平成25年6月14日閣議決定「規制改革実施計画」では「温泉法第3条が温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ」適切な対応ではないとされたことを踏まえて、同法の運用を改めて整理したものです。</p> <p>本ガイドラインでは構造試錐井は一般に地熱流体の採取や湧出は意図していないものと定義しておりますので、温泉法第3条に基づく掘削許可申請は不要です。</p> <p>なお、上記で示した構造試錐井の定義については本ガイドラインにおける定義であり、坑井の名称に関わらず温泉をゆう出させる目的の土地の掘削は温泉法第3条の許可が必要となります。</p>
2 3	2 ~ 6	<p>構造試錐井，観測井，還元井については温泉を湧出させる目的を有するものの他は許可不要とされています。そうすると、ガイドライン「第三 地熱開発のための掘削許可に係る判断基準の考え方」</p> <p>4 .各段階における掘削許可の判断に係る情報及び方法等にこれらの</p>		<p>御意見を踏まえ「4 .掘削許可の判断に有益な情報及び方法等」とさせていただき、必要な修正を実施しました（17 ページ～24 ページ）。</p>

		種別の坑井を記述する意味がなくなります。それらを残したままですと、各表の「掘削許可の判断に係る情報」があると、これらの構造試錐井、観測井、還元井が相変わらず掘削許可が必要と受け止められ、混乱が生じます。そもそも、地熱開発にかかる坑井のうち掘削許可の必要な調査井、生産井も開発の連続的な関係ではなく、個別の状況での判断になりますので、現在の形式ではなく、調査井、生産井を単位とした表に改めるのが適切です。その上で、構造試錐井、観測井、還元井については、温泉を湧出させる転用が予定される場合には掘削許可が必要と注記して記載しておけばよいと考えます。		
2 4	2 ~ 6	改正すべきでない。そもそもすべての掘削が地球に穴を掘り、自然破壊に繋がる行為である。ましてや、地熱発電に関する掘削は、深度も深く、地下水脈や周りの温泉源への影響も大きくなるにも関わらず、目的により、掘削許可無くても良いと言うのは、間違いである。	開発事業者が、目的により掘削許可が必要無くなれば営利目的の乱開発が進んでしまい、どこにどれだけ掘削したか解らなくなってしまい、とても温泉資源の保護が出来なくなってしまう悪意を感じる改正である。	今回の改正は、これまでの温泉法第 3 条の解釈について「温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要となる」等としていましたが、このような対応について平成 25 年 6 月 14 日閣議決定「規制改革実施計画」では「温泉法第 3 条が温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ」適切な対応ではないとされたことを踏まえて、同法の運用を改めて整理したものです。 なお、温泉法第 12 条では、都道府県知事は必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者に対して、温泉の採取を命ずることができます。また、温泉法第 14 条では温泉をゆう出する目的以外の土地の掘削により、温泉のゆう出量等に影響を及ぶ場合において公益上必要があると認められるときは、都道府県知事はその影響を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができるとしております。
2 5	2 ~ 6	現行の表から「(温泉の湧出が見込まれる場合)」を削除することには反対いたします。	地熱発電所の熱源である地下深部の熱水は温泉の源であります。地熱発電のために行われる掘削は、発電システムを構築するプロセスの各段階においてなされなければならないものだとする、個別に無関係に行われるものではなく、その行為は地熱発電システムを構築するために必要な一連の作業とみるべきで、前項と同じく、最終的には温泉をゆう出させることが目的である以上、これらの掘削も第 3 条 1 項の許可が必要と考えます。	温泉法第 3 条に基づく掘削許可については井戸毎に行われるものであり、開発行為一連の許可ではありません。
2 6	3	精査対象地域の絞り込み概査段階の掘削で温泉及び蒸気噴気場所の絞り込み調査であるので構造試錐井、観測井共に許可必要。	-	今回の改正は、これまでの温泉法第 3 条の解釈について「温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要となる」等としていました

				<p>が、このような対応について平成 25 年 6 月 14 日閣議決定「規制改革実施計画」では「温泉法第 3 条が温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ」適切な対応ではないとされたことを踏まえて、同法の運用を改めて整理したものです。</p> <p>本ガイドラインでは構造試錐井は一般に地熱流体の採取や湧出は意図していないものと定義しております。なお、上記で示した構造試錐井の定義については本ガイドラインにおける定義であり、坑井の名称に関わらず温泉をゆう出させる目的の土地の掘削は温泉法第 3 条の許可が必要となります。また観測井についても地熱貯留層の状況、周辺の温泉や地下水位を監視することを目的としており、温泉をゆう出さえる目的を有していないのであれば、温泉法第 3 条に基づく掘削許可申請は不要です。</p>
2 7	4	事業化に向けた調査で地熱流体の採取が目的。ここでは、試験井、観測井、構造試錐井、全てにおいて掘削許可が必要、	-	<p>今回の改正は、これまでの温泉法第 3 条の解釈について「温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要となる」等としていましたが、このような対応について平成 25 年 6 月 14 日閣議決定「規制改革実施計画」では「温泉法第 3 条が温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ」適切な対応ではないとされたことを踏まえて、同法の運用を改めて整理したものです。</p> <p>本ガイドラインでは構造試錐井は一般に地熱流体の採取や湧出は意図していないものと定義しております。なお、上記で示した構造試錐井の定義については本ガイドラインにおける定義であり、坑井の名称に関わらず温泉をゆう出させる目的の土地の掘削は温泉法第 3 条の許可が必要となります。</p> <p>また観測井についても地熱貯留層の状況、周辺の温泉や地下水位を監視することを目的としており、温泉をゆう出さえる目的を有していないのであれば、温泉法第 3 条に基づく掘削許可申請は不要です。</p> <p>なお、試験井については本ガイドラインでは噴出試</p>

				<p>験を行うと定義しておりますので温泉法第3条に基づく掘削許可申請が必要となります。</p>
28	5～6	<p>還元井が周辺の温泉の湧出に影響を与えないと言うことはおかしい。(温泉成分)(泉温)(人体への安全性)(環境への安全性)を含む温泉資源保護が無ければ、公共財として国民の健康や福祉に寄与する為に制定された温泉法の精神に反する。国民が安心・安全な浴用・引用利用が保障できなくなる。温泉許可申請を不要としていい地熱井ではない。</p>	-	<p>今回の改正は、これまでの温泉法第3条の解釈について「温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要となる」等としていたが、このような対応について平成25年6月14日閣議決定「規制改革実施計画」では「温泉法第3条が温泉を湧出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ」適切な対応ではないとされたことを踏まえて、同法の運用を改めて整理したものです。</p> <p>温泉を湧出させる目的で無い土地の掘削については温泉法第3条の許可は不要です。</p>
29	5～6	<p>還元井が周辺の温泉の湧出に影響を与えないという考えは誤り。温泉の影響とは「湧出量」だけを指すのではない。「温泉成分」「泉温」「人体への安全性」「環境への安全性」を包括した温泉資源保護がなければ、公共財として国民の健康や福祉に寄与するために制定された温泉法の精神に反する。国民が安心安全な浴用・引用利用が保障できなくなる。温泉法の許可申請を不要としていい中身の地熱井ではない。</p> <p>過去の地熱開発調査や地熱発電所の掘削において、温泉へ影響した事例が過去にもあるにもかかわらず、政府がよく検証せず、「還元井」の掘削に対し、温泉法の許可を不要としたまま地熱開発を最大限拡大していけば、温泉大国日本から古来から脈々と受け継いできた日本の遺産ともいうべき「自然の本物の温泉」・・・人工的な大深度掘削による有害物質の危険性が高い「自然の地層濾過作用によって安全性が保たれる自然湧出泉」が消滅する。人が入れない、あるいは人体に有害性のある、そのままでは利用できないような人工掘削の温泉だけが残ることになる。還元井に投入する薬剤や添加剤の年間量、還元圧力、還元成分、還元位置や方向などの還元データを公開すべきである。かつまた還元井の安全性を確保するため、影響がおよぶ地域などの地下環境・水質・地震等のモニタリングを実施し、常時公開すべきである。影響防止の法的拘束力や罰則を科すべきである。温泉側だけに「定期モニタリング」を半ば義務化するの是不公平。</p>	<p>地熱発電ガイドラインに記載されている、柳津西山地熱発電所が還元井の影響で、温泉湧出量が増えた事例について。湧出量のみしか地熱発電ガイドラインでは問題にしていなかったが、これがおかしい。温泉は「温度」「温泉成分」「湧出量」の3大要素に影響があれば、温泉営業に支障をきたす。燃料費が高騰する中で、泉温の低下は収益圧迫につながるし、温泉成分が変容すれば効果もかわり固定客離れも起こる。湧出量だけで判断して問題ないとする姿勢は、日本の有史以来の伝統を受け継いできた温泉を愚弄している。柳津西山地熱発電所が還元井で、周辺の「温泉の成分」「泉温」についてモニタリングデータが示されていない。そもそもヒ素などの有害物質が含まれていて問題になったから、地下に戻すことになった過去の事例があったはず。温泉に硫化水素やフッ化合物、ヒ素、水銀、カドミウムなど有害な物質が混入しなかったのかどうかの検証データが示されていない。温泉利用時の入浴者への安全確保がなされていない。そうした温泉排水放流がもたらす河川などへの環境汚染についても科学的検証ができていない。</p> <p>また、発電で使用した後の熱水を地下に還元する場合、多くの場合そのままでは地下に入っていないため、スケール除去剤やpH調整剤など薬剤をまぜたり、高圧高温で地下に多くの人工的負荷をかけて戻している。スケール除去剤としては、苛性ソーダ、塩酸、硫酸、フッ酸、リン酸、硝酸、クエン酸、ヒドロキシ酢酸、蓚酢酸、グルコン酸、スルファミン酸、キレート剤、ホスホン酸等、そのほかにも多くの助剤が添加されたり、腐食防止剤などが投入されている。この場合の薬剤、圧力などが地下に与える影響について科</p>	<p>今回の改正は、これまでの温泉法第3条の解釈について「温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要となる」等としていたが、このような対応について平成25年6月14日閣議決定「規制改革実施計画」では「温泉法第3条が温泉を湧出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ」適切な対応ではないとされたことを踏まえて、同法の運用を改めて整理したものです</p> <p>温泉を湧出させる目的で無い土地の掘削については温泉法第3条の許可は不要です。</p> <p>なおモニタリングについては、全ての源泉所有者等へ共通の考え方として、モニタリングを通じた源泉の状態把握等を行うものです。</p>

			<p>学的検証がなされていない。各地熱発電所でそうしたデータの一般国民にむけた公開がされていない。地下還元のため常時おこなっている添加薬剤や高圧の負荷によって、地層や割れ目を通してその中に20年30年蓄積したり漏えいしたり、地下破壊を起こして地熱地震をおこしたり地盤沈下を起こす危険性もある。農業地域で農薬に有機リン系の農薬が使用されている場合や、還元添加剤に有機リン系薬剤を投入している場合、よく還元剤に多用されている硫酸と混ざると軽いサリンが発生してしまうと警告を鳴らす専門家の意見もある。水資源・温泉資源への有害性についてきちんと注視し、飲用水の安全や入浴者への安全をしっかりと確保しなければ、人が住めないような地域を多発させることになりかねない。</p>	
30	5	<p>建設に向ってすべての井戸が揃う。生産井掘削が始まる。還元井の掘削は直接蒸気や熱水を採取しないので、掘削申請はいらないと規制改革実施計画で主張した委員の意見が通った為今回の見直しになったようだが、地熱発電は温泉の源を利用する事業で温泉事業者と地熱事業者の共生は無理。生産井、試験井、還元井、観測井、構造試錐井、共に掘削許可は必要。</p>	-	<p>今回の改正は、これまでの温泉法第3条の解釈について「温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要となる」等としていましたが、このような対応について平成25年6月14日閣議決定「規制改革実施計画」では「温泉法第3条が温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ」適切な対応ではないとされたことを踏まえて、同法の運用を改めて整理したものです。</p> <p>本ガイドラインでは構造試錐井は一般に地熱流体の採取や湧出は意図していないものと定義しております。</p> <p>なお、上記で示した構造試錐井の定義については本ガイドラインにおける定義であり、坑井の名称に関わらず温泉をゆう出させる目的の土地の掘削は温泉法第3条の許可が必要となります。またその他の坑井についても温泉をゆう出さえる目的を有していないのであれば、温泉法第3条に基づく掘削許可申請は不要です。</p>
31	6	<p>すべての井戸が効率良く稼働されるよう、行政、地域住民、バラ色の効果を信じて運転が開始されたはずであるがはたしてどのように推移するのであろうか。5年後、10年後近隣の温泉源（既存）に影響はでないのであろうか。各種坑井の補充掘削で自然湧出の温泉に影響が出ないこと祈るのみ。地震・地盤沈下も心配。心配事は山ほどあるのだが。上記す</p>	-	<p>今回の改正は、これまでの温泉法第3条の解釈について「温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要となる」等としていましたが、このような対応について平成25年6月14日閣議決定「規制改革実施計画」では「温泉法第3条が</p>

		べて掘削許可が必要です。		温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ」適切な対応ではないとされたことを踏まえて、同法の運用を改めて整理したものです。 掘削が行われる坑井について、温泉をゆう出させる目的を有していないのであれば、温泉法第 3 条に基づく掘削許可申請は不要です。
3 2	6	「(温泉ゆう出が見込まれる場合)」をうしろに追記すべきである。 また補充掘削をおこなう使用目的...生産井なのか、還元井なのか、観測井なのか、等を掘削する前にはっきり明確に情報公開すべきである。 そうしなければ、温泉許可をとらずに掘削してしまってから、生産井にでも還元井にでも野放図な掘削ができるような法逃れの大きな抜け道をつくることになる。そのためにも温泉法の許可申請は絶対に必要である。	地熱発電開発がほとんど温泉地域で行われる現状からみると、「構造試錐井」「観測井」「試験井」「生産井」「還元井」などの補充掘削をすれば、高い確率で温泉ゆう出が現実に起こる。「補充」という言葉ひとつで、どんな使用目的で井戸を掘るのか、どんな井戸に転用するのかを覆い隠すことになりかねない。もし、上記の井戸の影響で、地下の温泉源のゆう出状態が破壊されたり過剰採取が加速して資源枯渇が進んでも、際限のない企業論理で利益に走りデメリットを公表しない地熱開発行為の肥大化をまねき、誰も抑制・管理監督できなくなる。ひいてはその地域の有限な資源の枯渇が最大限加速し、永久に失われかねない。地域経済を支えてきた温泉産業やそれをとりまく多種多様な関連産業が衰退し、地方の消滅が全国で起こる。	今回の改正は、これまでの温泉法第 3 条の解釈について「温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要となる」等としていたが、このような対応について平成 25 年 6 月 14 日閣議決定「規制改革実施計画」では「温泉法第 3 条が温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ」適切な対応ではないとされたことを踏まえて、同法の運用を改めて整理したものです。 温泉法第 12 条では、都道府県知事は必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者に対して、温泉の採取を命ずることができるとあります。また、温泉法第 14 条では温泉をゆう出する目的以外の土地の掘削により、温泉のゆう出量等に影響を及ぼす場合において公益上必要があると認められるときは、都道府県知事はその影響を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができるとしております。
3 3	未記載	本年 9 月 25 日に貴省が検討会で取りまとめた「温泉法第 3 条に基づく掘削許可が不要な類型化について」には、「地熱発電に供した温水を地中に戻すための井戸(すなわち還元井)等の掘削許可は不要と考える」と明記されていますが、今回の「ガイドライン(地熱発電関係)一部改正案」には読み取れる表現がないように思われます。今回のガイドライン一部改正に「温泉法第 3 条に基づく掘削許可が不要な類型化について」で明記されている許可不要ケースの明記して頂くことを強く希望します。	「温泉法第 3 条に基づく掘削許可が不要な類型化について」の書面右上には「参考」と明記されており、この状態では各都道府県の申請窓口において「従来通り、還元井についても念のため申請するように」と指導される可能性が高いと考えます。	御意見を踏まえて、本ガイドラインを一部改正するに到った経緯を記載するとともに「温泉法第 3 条に基づく掘削許可が不要な類型化」について別紙として追記しました。
3 4	未記載	温泉利用目的としないものへの温泉許可を取り外す改正案の反対意見	温泉資源は地下には限りある資源として認識すべきです。それは地下に雨から降る年間降水量が一定量しか地表から地下にしみこまないために	今回の改正は、これまでの温泉法第 3 条の解釈について「温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基

			<p>強引に引き抜くと自然ゆう出する温泉などへの影響が顕著に表れます。 (3~10年のスパンで)それは深度掘削における地熱発電により右肩下がり資源が枯渇して行くのがわかるからです。</p> <p>さらに今回、試掘井戸、還元井戸、観測井戸、水井戸、等の井戸やトンネルというような大規模な水脈が変わる恐れがあるために、外してはならない問題です。</p> <p>それを、簡略することで既存の温泉資源の枯渇及び減少は日本の長い温泉文化の歴史を破壊することになりますので、絶対外せない案件です。</p>	<p>づく掘削許可申請が必要となる」等としていたが、このような対応について平成25年6月14日閣議決定「規制改革実施計画」では「温泉法第3条が温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ」適切な対応ではないとされたことを踏まえて、同法の運用を改めて整理したものです。</p> <p>なお、水井戸やトンネル工事等は一般的に温泉をゆう出させる目的を有していないため、温泉法における許可を求めることはできません。</p>
35	その他	<p>現在の温泉法の運用(法律の拡大解釈との表現がなされている)でも、我が国の温泉を取り巻く環境は好転していない状況がある。我が国の温泉は、源泉数が増加しているにも拘わらず、近年、湧出量は横ばいである。</p> <p>温泉行政はもっと積極的に厳しく温泉保護政策を実施すべきと考えるが、今回の「掘削許可が不要な掘削の類型化」の内容は、これまでの行政姿勢を後退(温泉の湧出が見込まれる場合には、掘削許可申請が不要としている。最初から温泉をゆう出させる目的で掘削する場合のみが掘削許可申請が必要としている。)させているのではないかと危惧している。なぜならば、温泉を湧出させる目的であるか、あるいは湧出を目的としていないかは自己申告に過ぎず、客観的に立証は困難であるからである。温泉の湧出を目的としていない掘削で、もしも温泉が湧出した場合に、法律上すべての掘削井を埋め戻すことが出来ないからである。「掘削許可が不要な掘削の類型化」を行うのであれば、「掘削許可が不要な掘削の類型化」に該当して掘削した場合、温泉への「転用」は一切認めないという取扱にしたい。法を遵守して通常の掘削許可申請手続きを行うより簡単に温泉が入手できるような状況を作ってはならないと考える。転用には、今後高いハードルを作るべきである。「温泉法第3条に基づく掘削許可が不要な掘削」を類型化する際には、「特に温泉の湧出のおそれのある場合には、温泉法所管部署へ相談すること。相談しない場合には転用を認めない。」というシステムを作りたい。地方自治体も掘削の事実を把握しておく必要がある。</p>	我が国の温泉資源を保護するため	<p>温泉法第3条の規定については、温泉法制定時より原則として改正されておりません。本法の制定の背景には私人が自己の所有する土地をどのように使うかは自由であり、温泉資源の保護のため、法律を以て規制を行っているというところです。温泉をゆう出させる以外の意図であれば、当該行為については温泉法の規制を受けるものではありません。なお、温泉法第14条では温泉をゆう出する目的以外の土地の掘削により、温泉のゆう出量等に影響を及ぼす場合において公益上必要があると認められるときは、都道府県知事はその影響を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができるとしております。</p> <p>転用については、温泉を当初からゆう出させる目的を有している場合には温泉法第3条に基づく掘削許可申請が必要となります。</p>
36	その他	<p>温泉法第3条の掘削許可を受けていない掘削に対して、温泉の湧出量の減少や濁りなどの影響を受けたとしても、前提となる現地確認(その場所に井戸が掘削されていること。さらに湧出量、温度又は成分の測定を</p>	我が国の温泉資源を保護するため	<p>温泉をゆう出させる目的以外の掘削により、温泉の湧出量等に影響を受けたか否かを判断するにあたっては、当該温泉に対するモニタリングが行われて</p>

		行う事、立入等)が出来なければ、影響をうけたとの立証が困難となり、影響を受けたと訴えることが難しい。行政が温泉法の下に立入権限を持つためにも、温泉の湧出が見込まれる場合には掘削許可が必要とする現行制度を、(たとえ形を変えても)維持するようお願い致します。		いることが求められます。モニタリングを継続的に実施することで、自己の所有する温泉等への影響の有無の科学的根拠とすることが可能です。 また、温泉法第 35 条に基づく立入調査については温泉法で規定される場合のみ可能となり、温泉をゆう出させる目的が無い掘削現場への立入はできません。
37	その他	温泉も地熱も同じ温泉資源であるマグマの放射熱や地下熱など(熱)天水などの(水)(割れ目)と言う条件が揃わなければ生成しない。有限な資源である。無限ではない。よってトータルな温泉資源をどの位使用し、採取しているのか分からなければ持続可能な温泉利用も発電利用もその為に利用ができなくなる。	-	温泉に対するモニタリングは個々の源泉の維持・管理、周辺で温泉掘削が行われた際の科学的根拠とするためにも重要です。源泉所有者はこれらのメリットを理解したうえで日々のモニタリングを実施することが考えられます。
38	その他	温泉のモニタリングについて政府主導での国の予算を使って、地熱開発発電を最大限推進するならば、開発者負担の国際的原則に則って有限かつ同じ資源である温泉の源泉についても国の予算で定期モニタリングを最大限実施して全体的な温泉資源を守るべきである。	-	温泉に対するモニタリングは個々の源泉の維持・管理、周辺で温泉掘削が行われた際の科学的根拠とするためにも重要です。源泉所有者はこれらのメリットを理解したうえで日々のモニタリングを実施することが考えられます。
39	その他	温泉を湧出させる目的のみに限らずに、従来通りに、申請、許可のプロセスを踏むべきである	これによると、温泉を湧出させる目的ではないと称すれば、許可を受けずに、掘削を行うことが出来ます。 しかし、例えば、地熱開発の目的のような場合は、その、掘削をしようとする場所は、熱源の見込まれる場所を狙うので、温泉を湧出させようとする目的による掘削でなくても、結果として、温泉が湧出することが予想されます。 そうした場合、周囲の温泉に対して、影響を及ぼさないのか、また、影響があった場合に、元に戻すことが出来るのか、疑問が残ります。既に、十分に、ご承知の事と思いますが、温泉源により、温泉地(地域)が形成され、そこで、多くの住民が暮らしています。温泉源が、侵されることにより、その地域が消滅することも多分に考えられます。そのように、地域住民にとって重要な温泉源に対して、影響を及ぼす可能性のある行為を「温泉を湧出させる目的ではない」という名目により一律に、許可を受けることが不要とすることは、悪意あるものに対して、むざむざ抜け道を作る事になるのではないかと危惧を覚えます。また、申請、許可が不要という事になれば、どこを誰が掘削するのか、しているのか分かりませんし、そうなれば、そこで、温泉が湧出したか否かを察知することも出来ません。「野放し」のような状態が生まれることを想像し、不安でなりません。	今回の改正は、これまでの温泉法第 3 条の解釈について「温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要となる」等としていましたが、このような対応について平成 25 年 6 月 14 日閣議決定「規制改革実施計画」では「温泉法第 3 条が温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ」適切な対応ではないとされたことを踏まえて、同法の運用を改めて整理したものです。 なお、温泉法第 12 条では、都道府県知事は必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者に対して、温泉の採取を命ずることが出来ます。また、温泉法第 14 条では温泉をゆう出する目的以外の土地の掘削により、温泉のゆう出量等に影響を及ぶ場合において公益上必要があると認められるときは、都道府県知事はその影響を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができるとしております。

4 0	対象外	<p>(モニタリングに関して)</p> <p>モニタリングに関して「還元性の井戸」に関して触れていない事は、自然環境や自然保護を考える環境省の主たる職務のポイントではないか。</p>	<p>還元井の井戸の先の断層や地中の地質の状況を把握せずに地中に戻すことのみを実行されるのは、自然環境の破壊や水質汚染等の問題を軽視する姿勢と思われるのでは無いかと思う。</p> <p>本来許可を必要としないとされた場合は「許認可庁」及び「各県の審議会」にデータと計画の内容が提出されないで実施することになる。その後、地表の変化や湧水等の問題や人工地震が発生した場合は、究明に役立たなくなる可能性がある。後々の為にも還元井の場合で地下データの開示を求めると同時に開示の義務もあるのではないか。</p>	<p>今後の温泉行政の参考とさせていただきます。</p>
4 1	対象外	<p>(温泉法の制定の文章中)</p> <p>財産権と固定資産税のあり方の関連性が明記されていない。温泉法で温泉と認められて初めて鉱泉地になり税がかかる仕組みとの関連性が明記されなければならない。</p>	<p>財産権について、従来の温泉台帳に記載されていても財産権等に於いて効力がない。しかし、一部銀行等は担保物件として利用している。その上固定資産税の評価基準対象となっており、現実温泉が湧いている期間は財産としての評価になる。また地方の行政機関の随時立入りの必要がでてくるのではないか。しかるに、現行の温泉法状況でも随時確認行為が出来ておらず、馴れあいで済まされている節が多い。財産としての温泉が中途半端に扱われている。税の仕組みと並行して温泉法自体が整理されないと骨抜きになる。</p>	<p>温泉法は温泉資源の保護、採取に伴う災害防止及び衛生面に関する適正利用を目的としています。ご指摘の内容は温泉法で担保されるものではありません。</p>